

用地関係業務に係る所要作業時間等調査積算資料
〔用地関係業務に係る所要作業時間等調査の実施について〕

1 適用業務

令和8年度に実施する次の用地調査等業務

《対象項目》

ア 用地調査等業務費積算基準第6の3に規定する「現地踏査」、同基準第6の4に規定する「建物の調査」及び同基準第6の5に規定する「建物等の法令適合性の調査及び算定」並びに同基準第6の6に規定する「工作物の調査」のうち「(1) 機械設備 ハ 機械設備の見積」及び「(2) 生産設備 ハ 生産設備の見積」

(※第6の3に規定する「現地踏査」については、表6-1に定める区分の細目のいずれか一つが該当する場合も対象となるので留意すること)

イ 用地調査等業務費積算基準第10「再算定業務」に規定する「1 打合せ協議」、「3 再算定業務(再調査不要)」、「4 再調査業務」のうち(1)及び(5)の場合を除くすべて

2 調査期間

令和8年に実施する業務(令和8年度に契約する業務のほか、令和7年度に繰越で発注した業務も含む)

3 調査票作成費用

調査票を作成するために要する直接人件費の積算は、次表により行うものとする。

| 種 目 | 単 位 | 職種及び所要日数 |
|------------------------|---------------|--|
| ・ 現地踏査 | 1 業務当たり | 主任技師 0.1 (人/日) (該当する区分の細目が単独である場合も複数である場合も同人工とする) |
| ・ 建物の調査 | 1 棟当たり | 主任技師 0.05 (人/日) |
| ・ 建物等の法令適合性の調査 及び算定 | 1 棟 (建築物) 当たり | 主任技師 0.05 (人/日) |
| ・ 機械設備の見積 | 1 台 (装置) 当たり | 主任技師 0.05 (人/日) |
| ・ 生産設備の見積 | 1 台 (設備) 当たり | 主任技師 0.05 (人/日) |
| ・ 再算定業務 | 1 業務当たり | 主任技師 0.05 (人/日) |

※ 直接人件費は、当該業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。